

1 広義のひきこもり群

平成30年度に内閣府が実施した「生活状況に関する調査」の定義を用いた。

「Q20 ふだんどのくらい外出しますか。」について、下記の5～8に当てはまる者

5. 趣味の用事のみときだけ外出する
6. 近所のコンビニなどには出かける
7. 自室からは出るが、家からは出ない
8. 自室からほとんど出ない

かつ

「Q21 現在の状態となってどのくらい経ちますか。」について、6か月以上と回答した者

であって、次の3類型のいずれにも該当しない者。

①

「Q24 現在の状態になったきっかけは何ですか。」で、「病気(病名:)」を選択し、身体的病気の病名を記入した者(注1)

②

「Q24 現在の状態になったきっかけは何ですか。」で、
 ① 「妊娠した」を選択した者、
 ② 「介護・看護を担うことになった」を選択した者
 ③ 「その他()」を選択し、()に出産・育児をしている旨を記入した者

「Q14 あなたの現在の就労・就学等の状況についてお答えください。」で、「専業主婦・主夫」又は「家事手伝い」と回答した者

又は

「Q18 ふだんご自宅にいるときに、よくしていることすべてに○をつけてください。」で、「家事をする」「育児をする」又は「介護・看護をする」と回答した者

のいずれかで、かつ、

「Q23 最近6か月間に家族以外の人と会話しましたか。」で、「よく会話した」又は「ときどき会話した」を選択した者

③

「Q24 現在の状態になったきっかけは何ですか。」で、「その他（ ）」を選択し、（ ）に自宅で仕事をしている旨を記入した者

「Q14 あなたの現在の就労・就学等の状況についてお答えください。」で、「勤めている」又は「自営業・自由業」と回答した者

又は

「Q18 ふだんご自宅にいるときに、よくしていることすべてに○をつけてください。」で、「仕事をする」と回答した者

(注2)

該当者の人数は 26 人（有効回収数に占める割合 1.56%）。

このうちQ20で6、7又は8に該当する者を「狭義のひきこもり」と、Q20で5に該当する者を「準ひきこもり」とし、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」の合計を「広義のひきこもり」とする。

なお、家族以外の人との会話の状況等を考慮し、ひきこもりに該当するかどうかを判断することとしたQ14、Q18、Q24で、「専業主婦・主夫」「家事手伝い」「家事をする、育児をする」等を記入した者での該当者は、26人中6人であった。

(注1)「Q24 現在の状態になったきっかけは何ですか。」で、「その他（ ）」を選択し、外出が困難となる身体的理由を記入した者等についても、「病気（病名： ）」を選択し、身体的病気の病名を記入した者と同様に判断した。

(注2) 広義のひきこもり群の者の中には、上記③の該当者も含まれているが、回答状況や自由記述等の内容をふまえて判断した。

足立区住民基本台帳人口（令和元年10月1日現在）によれば、15～64歳の足立区の人口は413,266人なので、広義のひきこもりの推計数は以下の計算より約6,430人となる。

有効回収数に占める割合（該当人数／有効回収数1,671人）×413,266人＝推計数（人）

	〔該当人数（人）〕	〔有効回収数に占める割合（％）〕	〔推計数（人）〕	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	12	0.72	2,968	準ひきこもり 2,968人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	13	0.78	3,215	狭義のひきこもり 3,462人
自室からは出るが、家からは出ない	0	0.00	0	
自室からほとんど出ない	1	0.06	247	
計	26	1.56	6,430	広義のひきこもり 6,430人

（注3）

（注3） 該当人数以外の表の数値については四捨五入している。

また、広義のひきこもりの出現率の標本誤差は±0.59%（信頼度95%）であった。

II 定義

2 過去に広義のひきこもり群であったと思われる人の群

今回の調査では、以下のように定義する。

「Q31 あなたは今までに6か月以上連続して、以下のような状態になったことはありますか。」について、下記の1～4に当てはまる者

1. 趣味の用事の時だけ外出する
2. 近所のコンビニなどには出かける
3. 自室からは出るが、家からは出ない
4. 自室からほとんど出ない

であって、

「Q34 その状態になったきっかけは何でしたか。」で、「病気（病名： ）」を選択し、身体的病気の病名を記入した者及び「その他（ ）」を選択し、（ ）に自宅で仕事をしている旨を記入した者（注4）

を除いたもの。

該当者の人数は 128 人。（注5）

（注4）「Q34 その状態になったきっかけは何でしたか。」で、「その他（ ）」を選択し、外出が困難となる身体的理由を記入した者等についても、「病気（病名： ）」を選択し、身体的病気の病名を記入した者と同様に判断した。

（注5）平成30年度に内閣府が実施した「生活状況に関する調査」では、「あなたは今までに6か月以上連続して、以下のような状態になったことはありますか。」に「趣味の用事の時だけ外出する」と回答し、かつ、対象者の同居者に尋ねた「調査対象者の方は今までに6か月以上連続して、以下のような状態になったことはありますか。」という質問に、「1～4のような状態（注6）に6か月以上連続してなったことはない」と回答したものを除いて過去に広義のひきこもり群であったと思われる人の群を定義している。本調査においては同居者票がないため該当者の人数の見方については注意が必要である。

（注6）「1～4のような状態」は以下のとおり。

1. 趣味の用事の時だけ外出する
2. 近所のコンビニなどには出かける
3. 自室からは出るが、家からは出ない
4. 自室からほとんど出ない